

大阪府イノシシ第二種鳥獣管理計画（第3期）

平成 29 年 4 月

大 阪 府

目 次

1		
2		
3	1. 計画策定の目的と背景	
4	(1) 背景	1
5	(2) 目的	1
6	2. 管理すべき鳥獣の種類	1
7	3. 計画の期間.....	1
8	4. 管理が行われるべき区域.....	1
9	5. 生息の現状	
10	(1) 生息環境.....	2
11	(2) 生息動向及び捕獲状況.....	3
12	(3) 被害及び被害防除状況.....	7
13	(4) その他.....	9
14	6. 管理の目標	
15	(1) 大阪府イノシシ保護管理計画（第1期）の評価.....	11
16	(2) 管理目標.....	11
17	(3) 目標を達成するための施策の基本的考え方.....	12
18	7. 数の調整に関する事項	
19	(1) 有害鳥獣捕獲.....	12
20	(2) 狩猟.....	12
21	(3) 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施.....	12
22	8. 生息環境の管理に関する事項.....	13
23	9. その他、管理のために必要な事項	
24	(1) 被害防除対策.....	14
25	(2) モニタリング等の調査研究.....	14
26	(3) 計画の実施体制.....	15
27	(4) その他.....	16
28		
29		
30		
31		
32		
33		
34		
35		
36		
37		
38		

1 1. 計画策定の目的と背景

2 (1) 背景

3 大阪府は、西は大阪湾に面し、北から南は府域面積の約3割を占める北摂、金剛生駒、和
4 泉葛城の三山系の森林に囲まれ、中央部には大阪平野が広がっている。平野の北東部を淀川
5 が、中央部を大和川がそれぞれ貫流しており、都市化が進んだとはいえ、森林、平野、河川
6 から海に至る多様な自然環境を有し、33種のほ乳類と365種の鳥類の生息が確認（大阪府野
7 生生物目録2000.3）されており、それらの生きものは互いに密接に関係しあいながら、自然
8 環境そのものを創り上げている。

9 大阪府はこの豊かな自然環境の恩恵を受けながら発展してきたが、近年の急激な都市化の
10 進展や生活様式の変化は自然環境に大きな影響を与え、野生鳥獣の中には、生息域の減少等
11 により絶滅を危惧されるものが見られる一方、生息数、生息域が拡大し、農林業被害等人間
12 活動との軋轢を起こしているものが見られる。

13 近年、府内においては、イノシシによる農作物等の被害が増加し、最近では、市街地への出
14 没による人身事故も発生している。被害の大きい市町村では、捕獲や侵入防止柵の設置等
15 による防除を行っているが、被害は依然として高い水準で推移しており、より効果的な対策が
16 求められている。

17 一方、イノシシは古くから日本に生息し、生態系を構成する要素として重要な役割を果た
18 しており、貴重な狩猟資源でもある。このため、人間活動とイノシシとの軋轢を軽減し、長
19 期にわたる安定的な共存を図る必要がある。

20

21 (2) 目的

22 大阪府では、被害の拡大しているイノシシ対策を進めるため、「大阪府イノシシ保護管理計
23 画」（第1期、第2期）を策定し、また、平成27年5月に鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関
24 する法律の一部改正に伴い、第2期計画を改正し、大阪府イノシシ第二種鳥獣管理計画（第
25 2期）を策定し、市町村や農協、猟友会等関係団体と連携して科学的・計画的な対策を進め
26 てきた。しかし、依然として被害は高い水準で推移している。

27 このため、大阪府イノシシ第二種鳥獣管理計画（第3期）を策定し、イノシシの捕獲や侵
28 入防止柵の設置等の被害対策を総合的に推進し、人とイノシシの永続的な共存を図る。

29

30 2. 管理すべき鳥獣の種類

31 本計画の対象とする鳥獣は、大阪府域に生息するイノシシとする。

32

33 3. 計画の期間

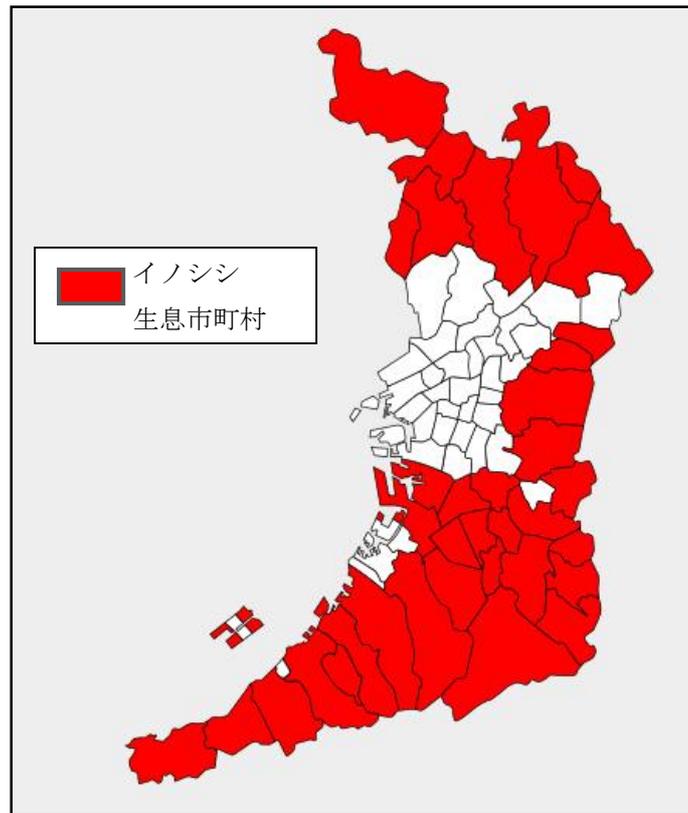
34 平成29年4月1日から平成34年3月31日までとする。

35

36 4. 管理が行われるべき区域

37 平成17年度に実施した「鳥獣被害対策調査（イノシシ）」では、大阪府内43市町村中31市
38 町村でイノシシの生息（目撃）情報があり、府内のほぼ全域の森林区域に広く分布しているこ
39 とが確認されている（図1）。また、最近では河川等を通じて都市部にもイノシシが出没し、普段
40 は生息が確認されていない地域においても人身事故の危険性が高まっている。このため、管理

1 の対象とする地域は大阪府内全域とする。



20 図 1 区域図

21 5. 生息の現状

22 (1) 生息環境

23 ① 地形・気候

24 大阪府の面積は約 189,300ha であり、その大部分は平野・台地と低い丘陵である。この
25 大阪平野（台地及び丘陵を含む）は、北は北摂山系、東は南北に連なる生駒・金剛山系、
26 南は東西に走る和泉山系によって三方を囲まれ、西は大阪湾にのぞんでいる。東の生駒・
27 金剛山系は大阪府と奈良県、南の和泉山系の稜線は大阪府と和歌山県との境界となってい
28 る。

29 大阪平野をとり囲む周辺山系は、淀川と大和川とによって分断されており、この 2 河川
30 が大阪の主要な水系である。

31 気候は、一般的に温暖で晴天の多い瀬戸内式気候である。平年の平均気温は 16.9℃、降
32 水量は 1,279mm である（大阪管区気象台 大阪府の気象 平成 27 年年報）。

34 ② 森林

35 府域の、地域森林計画対象の民有林面積は 54,504ha であり、これを森林区分別にみると、
36 人工林が 26,923ha、天然林が 25,869ha、その他竹林等が 1,712ha、国有林面積は 1,095ha
37 となっており、森林面積は府域面積の 29%にあたる（平成 28 年みどり推進室調）。

38 ③ 鳥獣保護区、特定猟具使用禁止区域、自然公園等

39 鳥獣保護区特別保護地区については 1 箇所、70ha を指定している。鳥獣保護区について
40 は、野生鳥獣の保護上重要な周辺山系の森林を 18 箇所、12,914ha（府域面積の 6.8%）指

1 定している。特に、大阪府中部の生駒山系では、山地の大部分を鳥獣保護区に指定してい
2 る。

3 特定猟具使用禁止区域（銃器）については、75箇所、121,222haを指定している。

4 自然公園については、20,038ha（国定公園 16,497ha、府立自然公園 3,541ha）を指定し
5 ている（平成28年8月末現在）。

7 ④ 耕作地、耕作放棄地及び竹林

8 耕作放棄地や竹林は、イノシシに好適な生息地を提供し、里地での被害発生の一因とな
9 っている。農林業センサスによると、府域には1,671haの耕作放棄地が存在している。

10 また、大阪府で策定している放置森林対策行動計画によると、タケノコや竹材の採取が
11 行われず過密になり、隣接する森林に拡大しているいわゆる「放置竹林」は約2,700ha存
12 在している。

13 このような耕作放棄地や放置竹林の拡大がイノシシ被害増大の要因の一つになっている
14 と推測される。

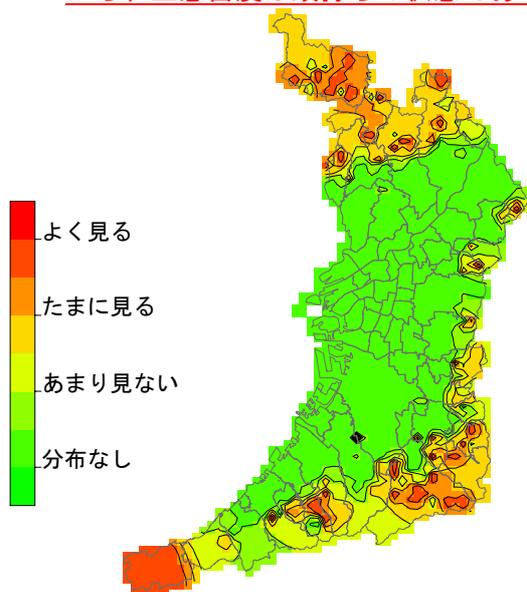
16 (2) 生息動向及び捕獲状況

17 ① 生息動向

18 府域のイノシシは、淀川を境として、主に北摂の山地に生息する北部と、金剛生駒・和泉
19 葛城山系の山地に生息する中・南部の2つに分布域が分かれる。

20 北部では、高槻市、茨木市、箕面市、池田市、豊能町にかけて多く出没し、中・南部では、
21 四條畷市以南の生駒山系から大和川を挟み、金剛、岩湧、和泉葛城山系沿いに岬町まで広範
22 囲に出没している。（図2）

23 狩猟者から協力を得て実施している出猟カレンダー調査によると、銃猟による目撃効率（頭
24 /人日）は平成24年度以降は減少傾向である（図3）。捕獲効率（頭/人日）は、平成22年度
25 から平成23年度にかけて一度減少したが、平成25年度には再び同程度に回復していること
26 から、生息密度は頭打ちの状態であると考えられる。



38 39 40 図2 出没頻度（農家アンケート）

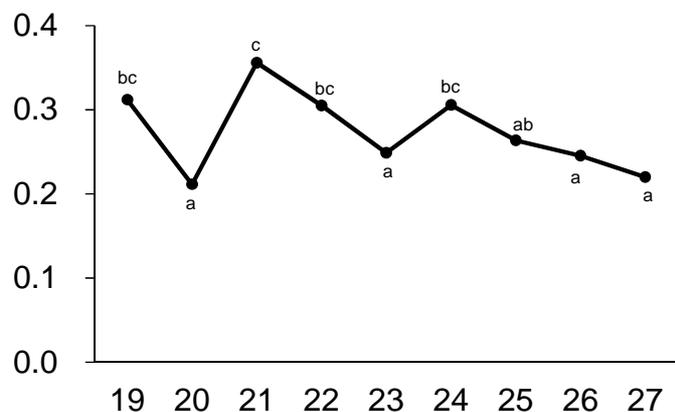


図3 銃猟目撃効率（頭/人日）

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32

② 捕獲状況

狩猟及び有害鳥獣捕獲による捕獲数は、昭和 54 年度までは狩猟による捕獲がほとんどで、年間 400 頭程度で推移していたが、昭和 59 年度には 200 頭以下まで減少した。

その後、イノシシの生息数の増加や生息区域の拡大に伴い、捕獲数は平成 3 年に増加に転じ、農業被害が拡大した平成 7 年度以降急増し、平成 22 年度には 3,711 頭となっている。

捕獲の内訳は、平成 7 年度までは有害鳥獣捕獲数は全捕獲数の 1 割程度であったが、その後徐々に増加し、平成 21 年度には有害鳥獣捕獲が狩猟による捕獲を逆転した。

平成 27 年度には有害鳥獣捕獲が 1,603 頭、狩猟による捕獲が 828 頭となっており、有害鳥獣捕獲は全体の 65% を占めている (図 4)。

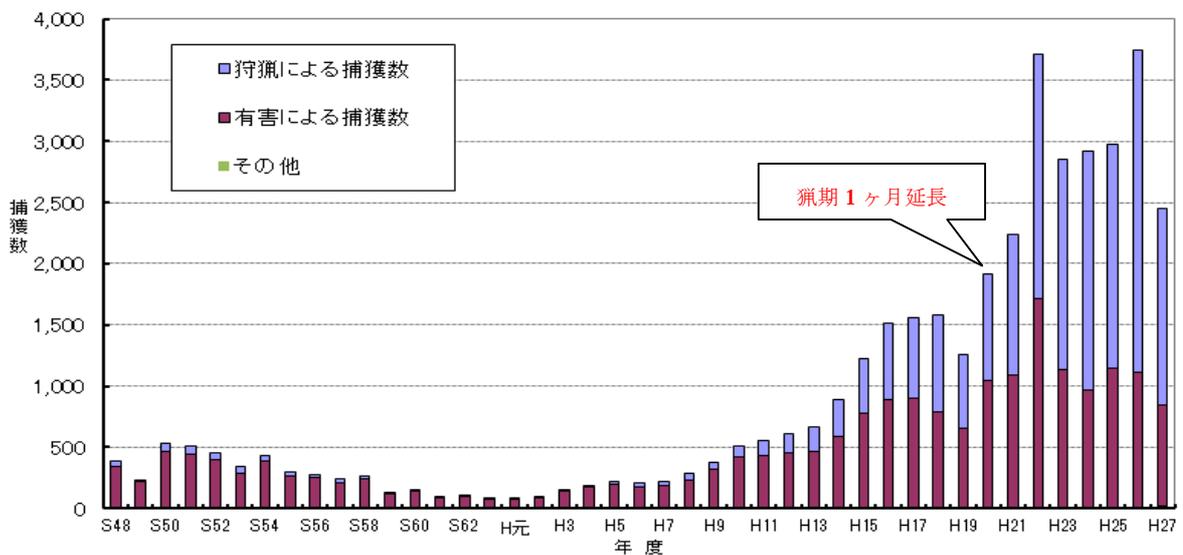


図 4 大阪府内における捕獲数の推移

地域別に見ると、北部は、狩猟による捕獲数が多い割に、有害鳥獣捕獲数は多くない。

中・南部では、狩猟による捕獲数、有害鳥獣捕獲数ともに多いが、捕獲範囲も広範囲であり生息環境の良さと生息数の多さが伺える。また、中部の生駒山地では大部分が鳥獣保護区であり、狩猟による捕獲が規制されていることから、有害鳥獣捕獲による捕獲がほとんどである (図 5、6)。

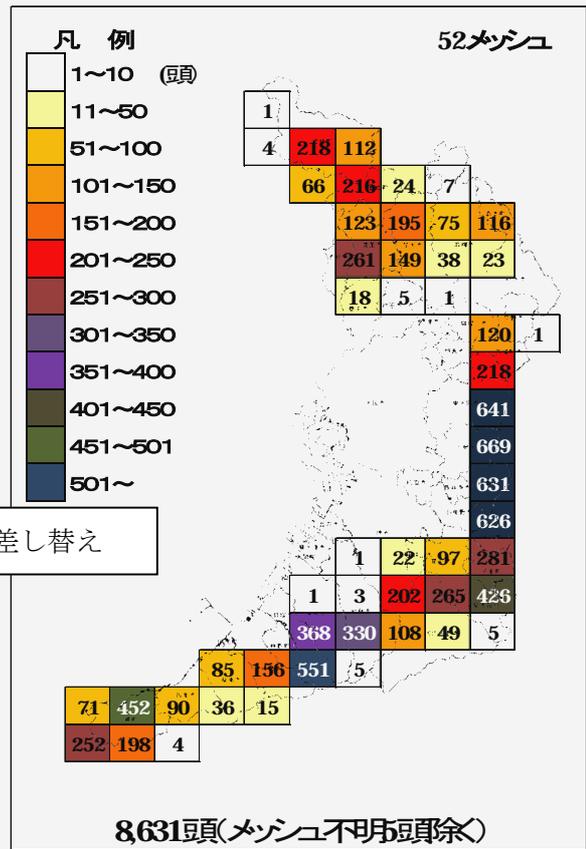
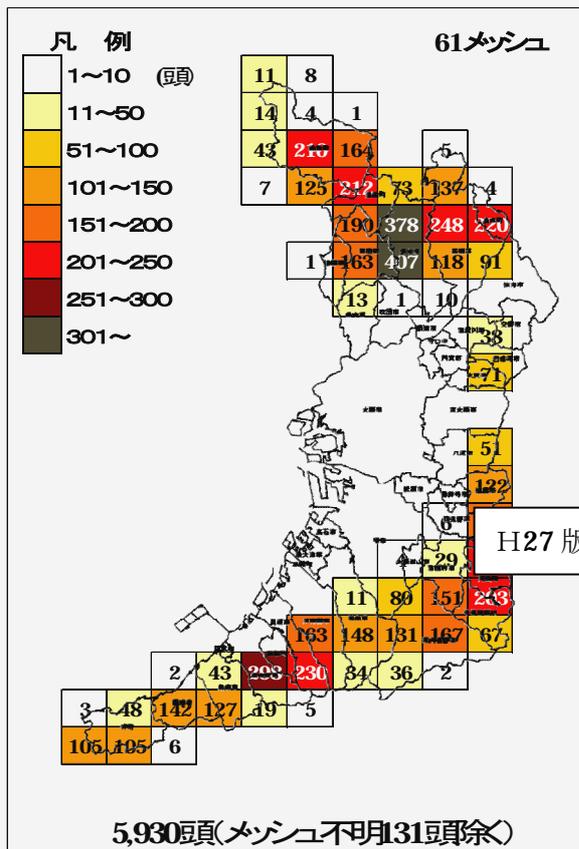


図5 狩猟による捕獲状況 (H21~25)

図6 有害鳥獣捕獲状況 (H21~25)

狩猟における手法別の捕獲数を見ると、平成12年度以降、「わな猟」による捕獲数が、「第一種銃猟」による捕獲数を上回っており、平成25年度には、「わな猟」による捕獲が829頭、「第一種銃猟」による捕獲が314頭となっており、「わな猟」による捕獲が全体の73%を占めている(図7)。

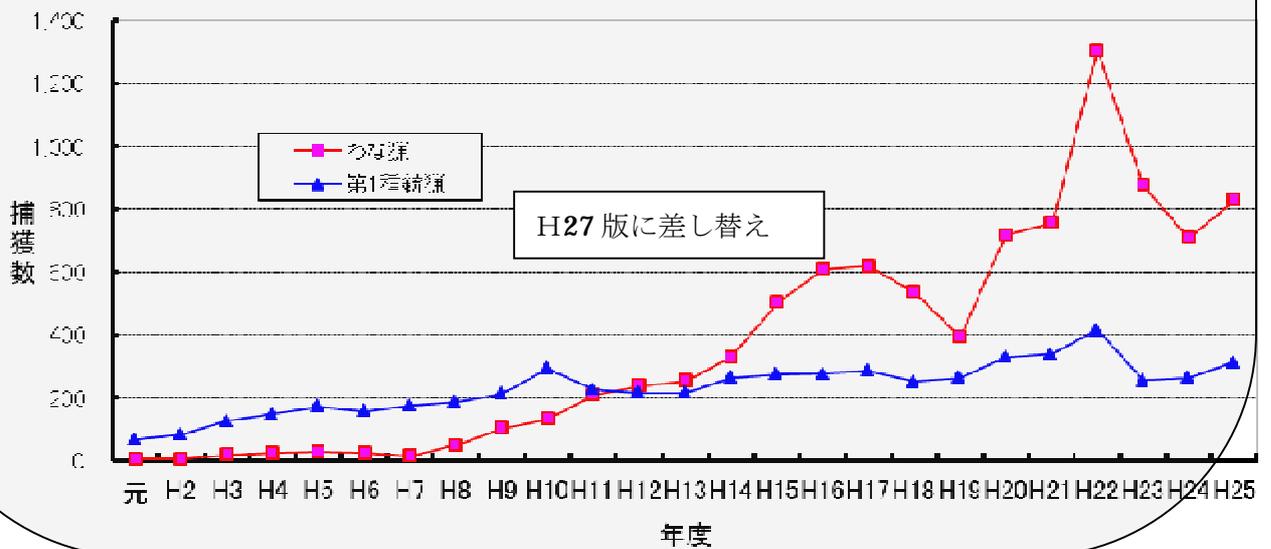
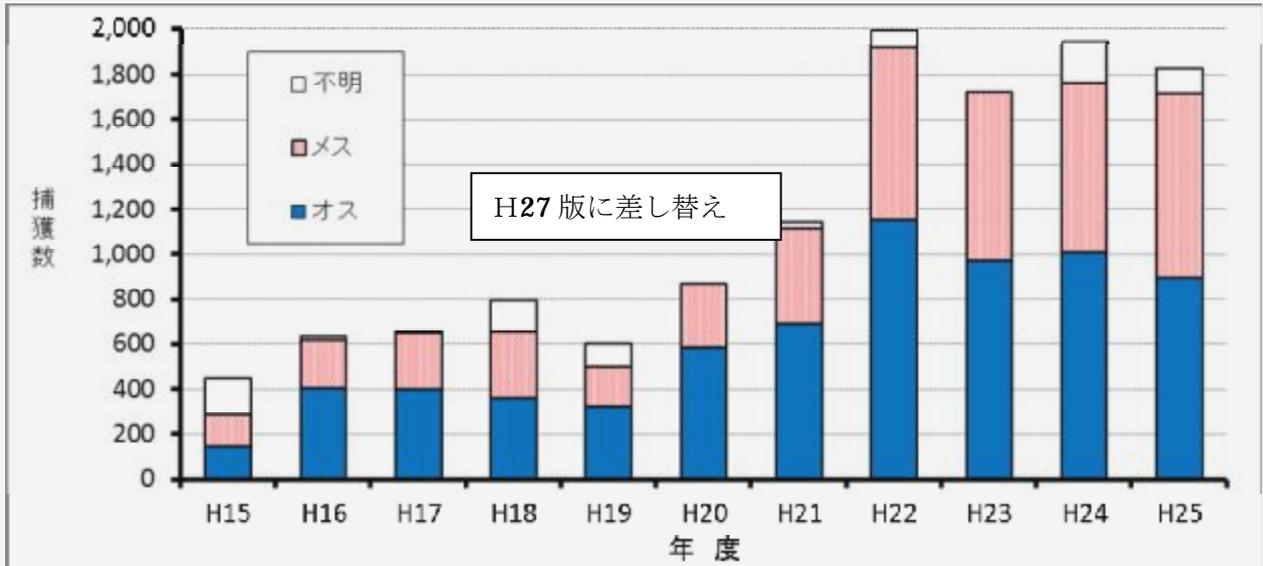
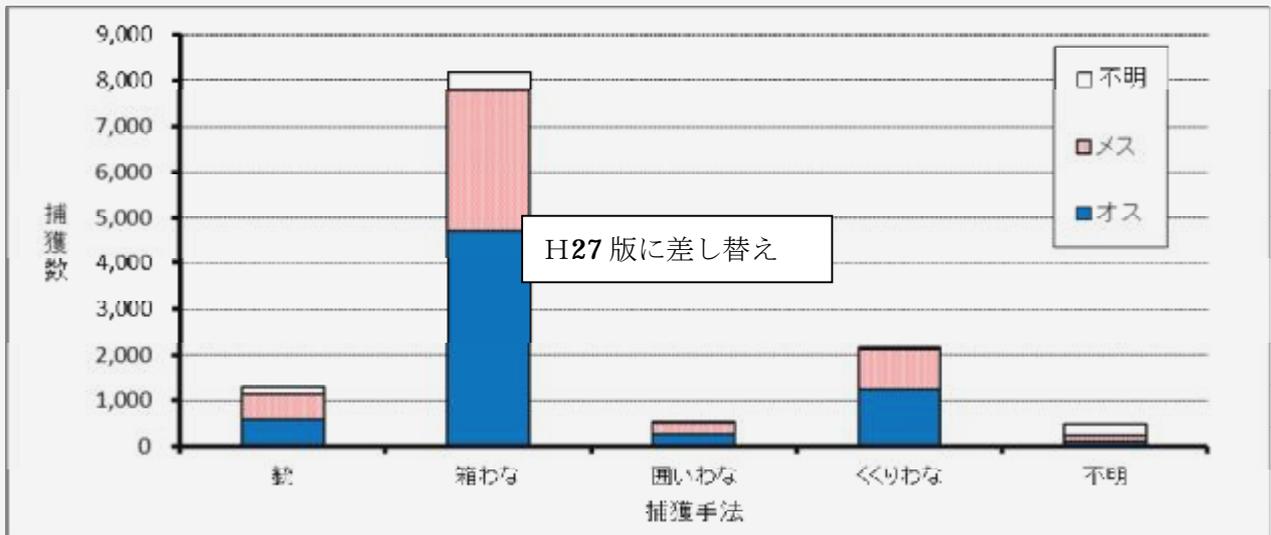


図7 大阪府内における狩猟による手法別捕獲数の推移

1 有害鳥獣捕獲による捕獲個体の雌雄比では、
 2 平成 20 年度 オス 585 頭：メス 284 頭
 3 平成 21 年度 オス 689 頭：メス 427 頭（不明 28 頭を除く）
 4 平成 22 年度 オス 1,151 頭：メス 766 頭（不明 75 頭を除く）
 5 平成 25 年度 オス 894 頭：メス 823 頭（不明 113 頭を除く）
 6 であり、全体にオスの割合が高くなっている（図 8）。また、捕獲手法別の雌雄比を見ると、
 7 「銃」「囲いわな」「くくりわな」による捕獲に比べ、「箱わな」によるメスの捕獲の割合が低く
 8 になっている（図 9）。



9
10 図 9 平成 15 年から 25 年の有害鳥獣捕獲個体の雌雄比



11
12 図 9 平成 15 年から 25 年の有害鳥獣捕獲個体の手法別雌雄比

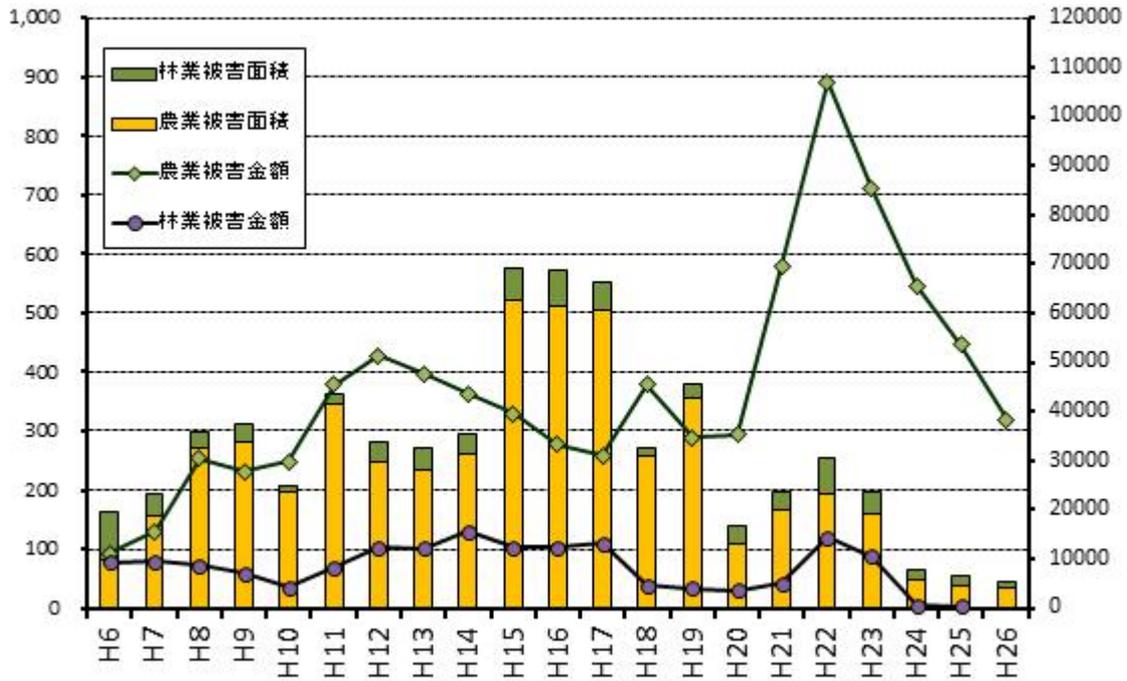
13 有害鳥獣捕獲の手法では、「箱わな」による捕獲が増加しており、今後も「箱わな」が主要
 14 な捕獲手法となる。しかし、「箱わな」ではメスの捕獲割合が低く、また、幼獣の捕獲が多い
 15 ため、今後、メスの成獣の捕獲割合を上げる必要がある。
 16
 17

1 (3) 被害及び被害防除状況

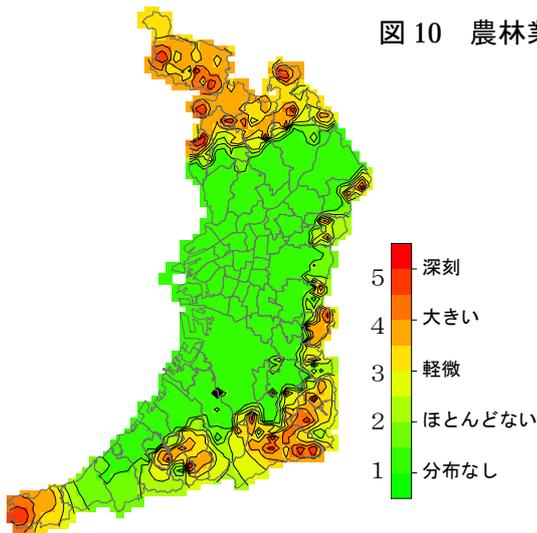
2 ① 被害状況

3 i) 農林業被害

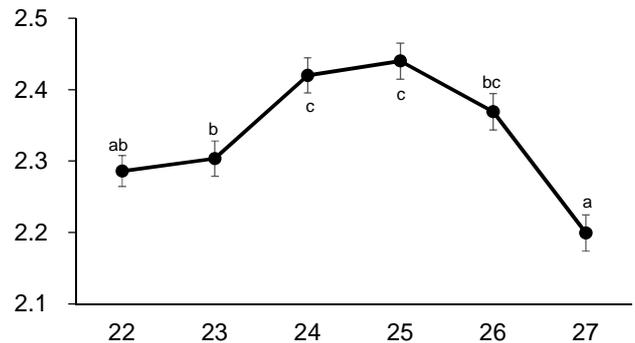
4 平成 26 年度のイノシシによる農林業被害は、被害金額が約 **38,628** 千円、被害面積が約
 5 **44ha** と近年減少傾向にあるものの、依然高い水準である (図 10)。また、(地独) 大阪府立
 6 環境農林水産総合研究所が毎年実施している農業被害アンケート調査の結果に おいても 農
 7 業被害が大きいと感じている人は 減少 傾向を示している (図 11、図 12)。



8 図 10 農林業被害の推移



9 図 11 被害強度 (平成 27 年)



10 図 12 被害強度の経年変化

11 農林業被害の大部分は農業被害であり、その代表的な被害作物は水稲、イモ類、その他
 12 多種の野菜類や果物である (図 11)。被害の形態は、食害の他、踏み荒らしであり、6 月か
 13 ら 12 月にかけての作付け期から収穫時期まで長期にわたって発生するため、農業経営意欲
 14

への影響も大きい。

また、林業被害は農業被害に比べると少ないが、そのほとんどがタケノコである。

管理されている竹林では、トタン柵等の防除対策の努力もされているが、放置されている竹林ではほとんど対策をされていないため、竹林の管理促進と合わせ、防除対策の実施が課題である。

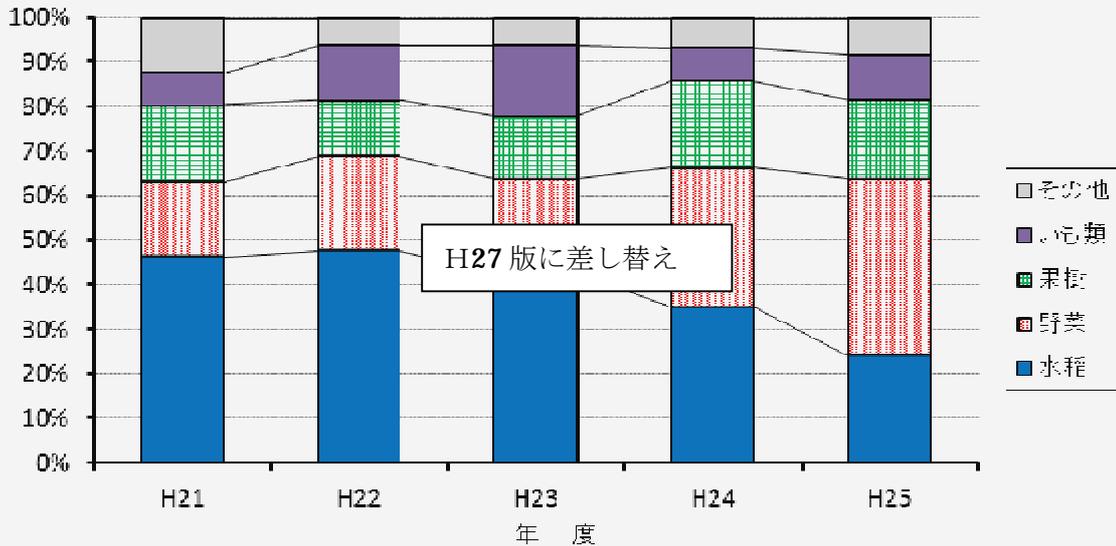


図 4113 農業被害の種類（被害金額内訳）

ii) 人身被害

近年、市街地にイノシシが出没するケースが発生している。平成 25 年度には 2 件の人身事故が発生し、計 2 名の方が負傷している。

こうした背景には、生息地や生息区域の拡大に加えて住宅地が山麓付近まで広がる一方で、山麓の林縁部の刈り払いが行われず、河川・水路を伝い、山から市街地への出没が容易になっていることが要因と考えられる。

② 被害防除の実施状況

被害防除としては、個々の農家が自己の所有地の周囲を電気柵、ワイヤーメッシュ柵、トタンなどで囲んで防除に努めるとともに、有害捕獲や一部で藪払いを実施している（図 14）。しかし、地域ぐるみで集落全体を囲むなど効果的・効率的な取り組みを実施している地域はごく一部である。

府内各市町村では、独自の補助事業として、農家がトタン柵や金網柵を設置する際の現物支給や材料費に対する補助等を実施しているところもあるが、これまでの防除の取り組みは農家の個人対応で実施しており防除実績は十分把握できていない。

被害防除は地域ぐるみで行うことが有効であるため、大阪府では平成 18 年度から、農業者等が地区協議会を組織し、3 戸以上の農家が協力して 2ha 以上の受益農地を対象に防護柵等の整備を行う際、整備費の一部を補助する農作物鳥獣被害防止対策事業を実施している。また、平成 20 年 2 月には「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（鳥獣被害防止特措法）」が施行され、被害防止計画を策定した市町村が

被害対策の主体となれるよう制度が整備された。また、法施行と併せて鳥獣被害防止総合対策事業により、市町村が総合的かつ効果的な対策を実施できるようになった（表3）。

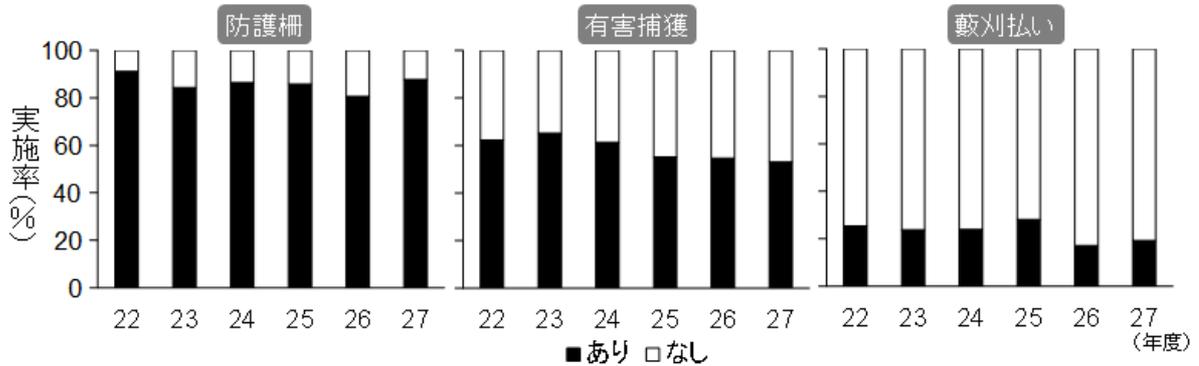


図 14 農家での対策農業アンケート

表 1 被害対策実施状況（実績）

計画期間		第1期計画					第2期計画		
事業名	事業内容	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
農作物鳥獣被害防止対策事業 (府道並み補助事業)	実施市町村数	4市町	8市町	9市町	6市町	5市町	—	4市町	—
	防護柵の設置(km)	6.6	16.	H27版に差し替え			0	22.9	—
鳥獣被害防止総合対策事業 (国幹補助事業)	実施市町村数	—	—	1市町	2市町	3市町	6市町	—	6市町
	防護柵の設置(km)	—	—	15.5	13.2	22.1	46.7	—	9.1

(4) その他

① 隣接府県の特定計画の策定状況

隣接する府県は （京都府、兵庫県、和歌山県、奈良県）のすべてで、 特定計画を策定している。

② 遺伝子調査の結果

大阪府内のイノシシについては一部地域においてイノブタであるとの情報があり、（地独）大阪府立環境農林水産総合研究所が平成17年から21年にかけて遺伝子調査を実施した。

イノシシ106頭について調査を実施したが、全ての個体についてブタの遺伝子は全く確認されなかった。

③ 動物由来感染症調査の結果

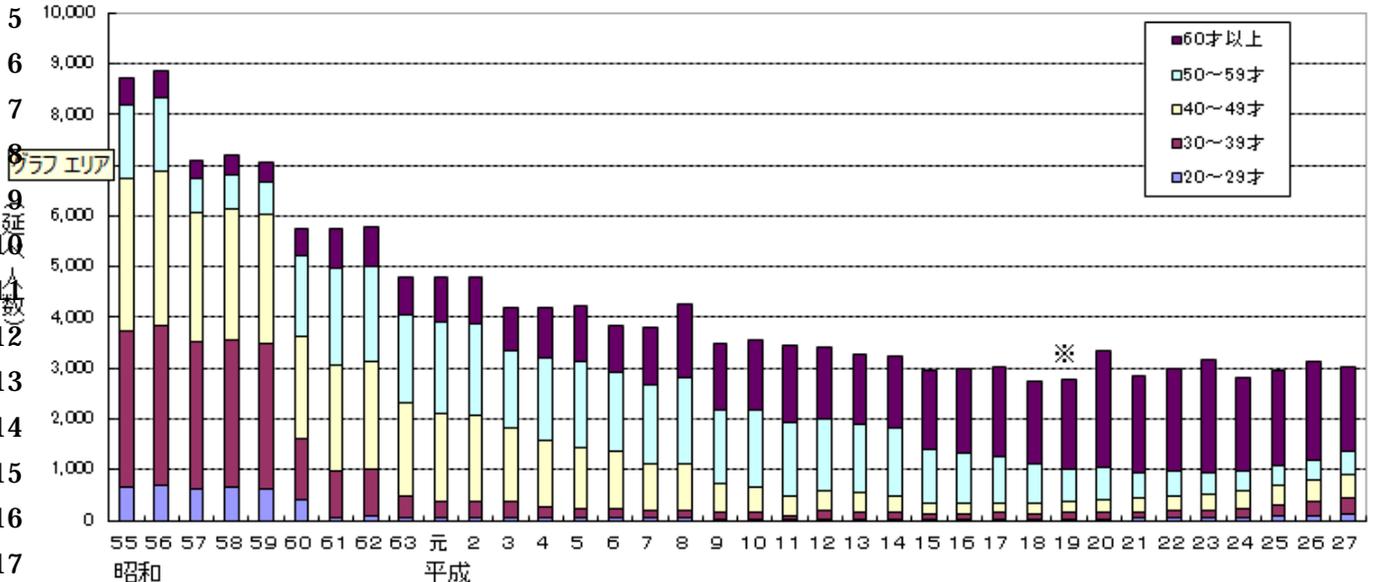
平成17年から21年にかけて（地独）大阪府立環境農林水産総合研究所によりイノシシのE型肝炎の調査を実施した。結果は、150個体中12個体が陽性であり陽性率は8%であった。一定の割合で陽性個体が存在することが明らかになったが、E型肝炎ウイルスは中心部まで火が通るような加熱処理を行えば死滅するため、イノシシ肉の利用時には十分な加熱処理について周知徹底する必要がある。

④ 狩猟者の動向

イノシシは大物狩猟獣として捕獲されてきた経緯がある。狩猟者は狩猟によりイノシシの

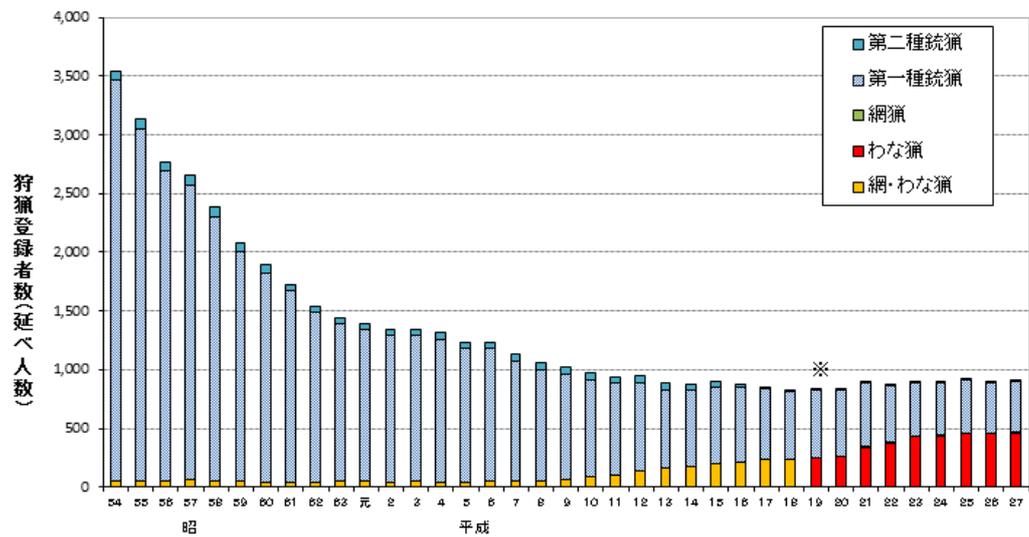
1 数を調整する役割を担うとともに、有害鳥獣捕獲の従事者として重要な役割を果たしている。
 2 しかし、近年、大阪府における狩猟者数は**ほぼ一定**である。ただし、年齢構成を見ると、
 3 高齢化しており、平成**27**年度では**60才以上**の占める割合が**55%**となっている（図**15**）。

4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32
33
34
35
36
37
38
39
40



※平成19年4月16日に【鳥獣法】が改正され、【網・わな猟免許】は、【網猟免許】と【わな猟免許】に分離。

図 15 年齢別狩猟免許交付状況



※平成19年4月16日に【鳥獣法】が改正され、【網・わな猟免許】は、【網猟免許】と【わな猟免許】に分離。

図 16 狩猟免許の種類別狩猟登録者数（免許交付のうち、大阪府での狩猟登録をしている者）

狩猟登録者を種類別に見るとわな猟免許の割合が増加傾向にあり（図 14）、平成**27**年度は**457**名で全登録者の**51%**となっている。また、全捕獲数の**84%**にあたる、**2,494**頭をわな猟で捕獲している。

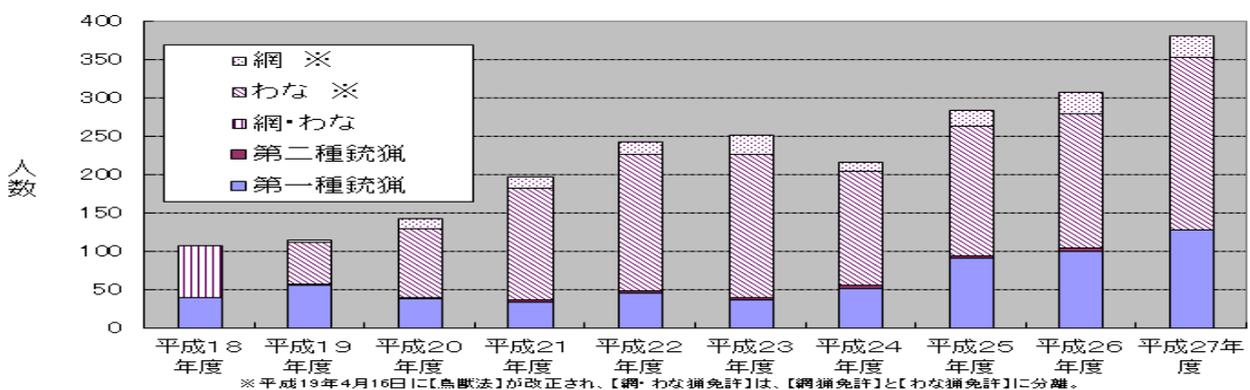
大阪府では、イノシシ猟はわな猟によるものが多くなっているが、有害鳥獣捕獲における捕獲隊の編成やわな猟での止めさし等、銃猟免許所持者に対する要請は多く、ベテランの狩

1 猟者が年々高齢化していく中、銃猟免許所持者の人員確保が難しくなっている。

2 一方、大阪府では、高齢化に伴う狩猟者の減少に対処するため平成 20 年度から狩猟免許試験を年 2 回に増加した。さらに平成 28 年度からは 3 回にし、平日、休日及び農閑期に実施し、
3 平日に受験が困難な若者や農繁期に受験が困難な農家の方などに配慮し受験機会を広げ、狩
4 猟免許の取得を促進図っており、免許所持者が増加している。(図 14)。

5 狩猟免許後の技術向上については、狩猟者に対して狩猟免許更新講習時に関係法規や安全
6 面の技術指導を行うとともに、府のホームページなどを通じて、環境省等主催の技術講習会
7 の周知を行っている。

8
9 このため、わな免許を取得する農家が増加しており、平成 27 年度の狩猟免許合格者 280 名
10 中、わな免許取得者は 225 名 (59%) となっている (図 17)。



21 図 17 狩猟免許試験の合格者数

22 6 管理の目標

23 (1) 大阪府イノシシ保護管理計画 (第 2 期) の評価

24 第 2 期計画においては、平成 19 年度より実施している狩猟の延長を継続して行い、捕獲を
25 推進してきた。

26 これらの取り組みにより、平成 26 年度の農林業被害については被害金額が第 2 期計画の目
27 標であった平成 22 年度に比べて半減した。また、捕獲頭数についても、平成 26 年度には 3,700
28 頭以上の捕獲を達成したところである。また、農業実行組合に対して実施したアンケート調査
29 の結果でも、農家の被害意識は減少傾向にあるが、依然として被害が深刻であると感じている
30 農家がある (図 1 2)。

31 (2) 管理目標

32 第 3 期計画では、「農林業被害を軽減すること」を目指し、捕獲による生息数の減少と被害
33 防除対策を実施する。

34 農業実行組合長アンケートによると、イノシシの銃猟での目撃効率が 0.15 を上回ると、農
35 業被害が「大きい」と感じる地域が発生する。このことから、この計画では、銃猟での目撃
36 効率を 0.15(頭/人日)以下とすることを目標とする。

37 (3) 目標を達成するための施策の基本的考え方

38 生息密度は、モニタリング調査によると、平成 24 年度以降、目標を達成するために、現在
39 の捕獲率以上の捕獲を継続して実施する必要がある。

1 よって、捕獲数の目安として、最低捕獲数を年間 3,100 頭（平成 25 年度から平成 27 年度
2 までの捕獲数の平均）と設定し、それ以上の捕獲に努める。

3 イノシシは各年により生息数の増減が大きく、捕獲状況は、生息数や森林内の餌の状況な
4 どにより大きな影響を受けるので、毎年のモニタリング調査の結果を踏まえ、必要に応じて
5 最低捕獲数の見直しを行う。

6 個体数の低減を進めるために、個体数増加に重要な役割を果たすメスの捕獲を促進する。

7 また、農林業被害の軽減のためには、被害防除対策が不可欠であるため、防護柵の設置・
8 適切な管理や耕作放棄地の解消等、総合的な農林業被害防止対策を実施する。

9 10 7. 数の調整に関する事項

11 (1) 有害鳥獣捕獲

12 本計画に基づき実施する有害鳥獣捕獲は、第二種特定鳥獣管理計画に基づく数の調整のため
13 の捕獲として取り扱い、計画的・効率的な捕獲を進める。また、平成 25 年度から有害捕獲活動
14 経費への支援（8 千円/頭）を実施している。

15 16 (2) 狩猟

17 狩猟期間については、1 1 月 1 5 日から翌年 2 月 1 5 日までの狩猟期間を翌年 3 月 1 5 日ま
18 でとする一ヶ月の延長措置を継続する。

19 また、くくりわなについては輪の直径が 1 2 センチメートル以内とする猟法で定められてい
20 る制限の解除を継続する。ただし、ツキノワグマの出没が確認された場合は、原則として「大
21 阪府ツキノワグマ出没対応方針」にしたがうものとする。

22 23 (3) 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施

24 指定管理鳥獣に係る第二種特定鳥獣管理計画の管理の目標を達成するため、市町村が被害対
25 策として実施する捕獲事業に加え、生息密度がきわめて高い等の特定地域での個体数調整とし
26 て指定管理鳥獣捕獲等事業の実施が必要な場合に、府又は国の機関が実施することとし、実施
27 内容については別途定めるものとする。

28 29 8. 生息環境の管理に関する事項

30 イノシシは平地にも生息する生き物であり、里地に引きつけられやすい性質を持っている。

31 今後、人口減少社会が到来し、高齢化が急速に進むことで耕作放棄地や放置作物が増加する
32 ことが予測されることから、里地においては、イノシシによる農作物被害の軽減を図るため、
33 住民によるイノシシを里に寄せ付けない環境づくりを推進する。具体的には、市町村等関係機
34 関と連携し、圃場近くの山際の刈り払い、耕作放棄地・放棄された竹林等の整備によりイノシ
35 シを誘引する要素を除去し、人とイノシシの生息域との緩衝地帯の創造に努めるよう住民へ普
36 及啓発する。

37 38 9. その他、管理のために必要な事項

39 (1) 被害防除対策

40 捕獲による被害防止対策には限界があるため、生息環境の管理と合わせて、農林業被害対

策施設（防護柵等）による**予防、里地での被害発生要因と言われている生ゴミや未収穫作物の適切な管理による誘引防止策など**により総合的な被害対策を推進する。

農業被害対策施設（防護柵等）による防除方法は、圃場周辺の環境や、圃場の地形や規模、作物の種類等によって最適な方法が異なる。そのため、費用対効果を考慮し、圃場の規模や作物の種類などにあわせて適切な方法を選べるよう配慮した上で、電気柵、トタンとその他の資材の併用など効果的な防除方法を普及・啓発する。また、大阪府内では小規模な圃場が多いことから、効率化を図るため、補助事業を活用し集落ぐるみの防除（囲いの設置など）を推進する。電気柵では漏電防止対策を徹底する等、被害対策施設（囲い等）の維持管理には十分注意するよう啓発する。

林業被害対策としては、タケノコ被害対策が中心となり、対策の必要な期間が集中するため、管理竹林ではトタン板等での被害防止と併せた捕獲による防除が効果的である。放置されている竹林では、竹林の管理を実施するよう啓発する。

防除方法は全国各地の研究機関等で開発が進められており、今後、新たに開発される効果的な防除方法の情報収集に努める。

人身事故に繋がる市街地への突発的なイノシシの出没は、イノシシが市街地に隣接する藪状の放置森林や耕作放棄地、河川・水路等を利用していると考えられるため、住宅地や集落周辺の藪を解消し、河川・水路につながるけもの道をなくすよう刈り払い等を推進する。

また、出没時には市町村・警察・猟友会・府等関係者が連携し、捕獲や追い払い等必要な対策が迅速に行えるように連絡体制の整備を進める。

(2) モニタリング等の調査研究

モニタリングは特定計画へのフィードバックのための資料を得るものであり、科学的・計画的な管理に必要不可欠である。特に、イノシシの管理においては、様々な指標によって捕獲圧を経年的に判断し、それを次の施策に反映させることがポイントとなる。モニタリング項目は次の通りとする。

① 被害状況の把握

被害作物の種類、被害発生時期、被害額、被害面積等の被害状況の把握については、市町村ごとの報告にばらつきが出ないよう、モニタリングするとともに、適切な被害状況把握手法について周知に努める。また、被害状況の増減とあわせて、被害対策の実施状況についても把握して総合的に判断するよう努める。

② 捕獲状況の把握

有害鳥獣捕獲及び狩猟による捕獲状況をモニタリングする。捕獲数(雌雄・成幼獣別数)、捕獲場所、捕獲努力量、目撃数について、有害鳥獣捕獲実績報告書、狩猟者登録者を対象とした出猟カレンダー等により把握する。なお、狩猟期間延長の効果として、出猟カレンダーを活用し延長期間の捕獲状況を検証する。

③ 被害状況並びに対策に関する意識調査

被害の程度を勘案するだけでなく、農林業者等、住民による自主的な被害対策の推進に

1 資するため、住民へのアンケート又は聞き取り調査により、イノシシ被害や被害対策につ
2 いての意識調査を行う。

3 4 ④ 計画の取りまとめ

5 被害状況、捕獲状況、捕獲個体情報等、毎年のモニタリングの総まとめと分析を行い、
6 計画実施後の効果の検証及び課題の抽出を行う。

7 8 (3) 計画の実施体制

9 ① 合意形成

10 本計画の実施にあたっては、行政と住民・関係者がお互いに連携を密にして合意形成を
11 図りながら、各施策を推進する。

12 13 ② 検討会の設置

14 大阪府（環境農林水産部動物愛護畜産課、みどり推進室、農政室、農と緑の総合事務所
15 及び（地独）大阪府立環境農林水産総合研究所）、関係市町村、農林業団体、狩猟団体、自
16 然保護団体、学識経験者等による検討会を設置し、計画内容、管理目標、実行方法、進捗
17 状況等について検討・評価を行うとともに検討会メンバーによる本計画にかかわる総合的
18 な取組を推進する。

19 20 ③ 広域連絡調整

21 イノシシは広域に行き来することから、隣接する市町村や近接府県と連絡調整や情報交
22 換に努め、連携を図りながら被害対策を推進する。京都府、兵庫県と設置している南丹・
23 北摂地域鳥獣被害防止対策連絡協議会など各市町村の広域的な取り組みを積極的に支援す
24 る。

25 26 ④ フィードバックシステムの推進

27 モニタリングの結果を踏まえ、計画の進捗状況を点検し年間実施計画の検討に反映させ
28 るとともに、管理事業の効果・妥当性についての評価を行い、その結果を踏まえ計画の継
29 続の必要性を検討し、必要に応じて計画の見直しを行う。

30 31 ⑤ 狩猟者及び農林業者等への普及啓発

32 関係市町村、団体、府等による地区協議会の設置により、被害対策情報の交換・提供等
33 を行なうとともに、農林業者へは関係機関との連携により講習会等を実施し防除技術等の
34 普及指導の充実・促進に努める。

35 また、狩猟者に対しては、メスの狩猟が農林業の振興に寄与することについて普及啓発
36 に努めるとともに、府民に対しては、狩猟の社会的役割、イノシシによる人身被害を防ぐ
37 ために習性や適切な付き合い方について普及啓発を行う。

1 (4) その他

2 ① 資源としての利用の検討

3 地域の特産品としてイノシシ肉を販売する等、捕獲個体の資源としての有効利用について
4 検討する。

5 また、捕獲者がイノシシを処理し販売する場合には、食肉販売業や食肉処理業の許可や
6 食品衛生責任者の資格が必要となるため、国のマニュアル等を活用した普及啓発に努める
7 ほか捕獲個体の有効活用について情報収集するとともに、関心をもつ市町村へ情報提供や
8 広域的な検討会の開催等を進める。

9 ② 被害対策等の研究推進

10 イノシシの管理を発展させるため、(地独)大阪府立環境農林水産総合研究所など研究機
11 関と連携を図り、効果的な防除方法、簡易なモニタリング調査の実施手法の確立、密度と
12 被害強度との関係の解明(許容密度)等を進める。

13

14 ③ 動物由来感染症等への対応

15 管理を推進する上でイノシシとの接触が避けられないことから、E型肝炎等人への感染
16 の予防について普及啓発に努める。